

[埼玉県ふるさと認証食品]

プレミアム認証食品の認証基準

第1条 適用の範囲

この基準は埼玉県ふるさと認証食品の認証基準に適合し、かつ特定農畜産物を原料として製造された加工食品に適用する。

第2条 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
特定農畜産物	埼玉県ふるさと認証食品プレミアムの原材料として厳選された農畜産物であり、県育成品種、県由来品種、特別栽培農産物、優良生産管理農場の畜産物、S-GAP実践農場の農産物、彩のもろこに該当するものをいう。
県育成品種	埼玉県が育成した優良な農畜産物をいう。
県由来品種	埼玉県が特徴のある農畜産物として生産振興又は種の保全に務めているものをいう。
特別栽培農産物	埼玉県特別栽培農産物認証要綱の基準に適合し認証された農産物をいう。
優良生産管理農場の畜産物	彩の国畜産物生産ガイドラインに基づく衛生管理手法を導入し、県認証基準に適合し認証された農場で生産された畜産物をいう。
S-GAP実践農場の農産物	S-GAP農場評価制度実施要項に基づくS-GAP実践農場（実践農場とみなすことのできる農場含む）で生産された農産物をいう。
彩のもろこ	埼玉県食用魚生産組合が設けた認定基準に適合し認定された生産者が生産したホンモロコをいう。

第3条 使用原材料

品目別の認証基準において「埼玉県内で生産された」と定められている原材料は、すべて特定農畜産物であること。

第4条 認証方法

認証のための審査は、埼玉県ふるさと認証食品認証要綱に基づき行う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から適用する。